

富山市空き家対策官民連絡会議の取り組みについて

1. 相談体制の整備

空き家の所有者は、所有する空き家についての利活用や状態改善の意志はあるものの、「どこへ相談すればよいかわからない」「どの業者に依頼すればいいかわからない」といった意見が多く見られます。

このため、市と関係団体が協力し、縦と横の連携を密にした相談体制を整備します。

- ・関係団体は、それぞれの専門分野に応じた相談への対応
- ・専門分野以外の相談に対しては、対応する専門分野と連携
- ・関係団体は、相談内容に適した事業者の紹介やフォローアップ

また、相談窓口を集約して情報発信を行うことにより、空き家の所有者の利活用や適正管理の促進を図ります。

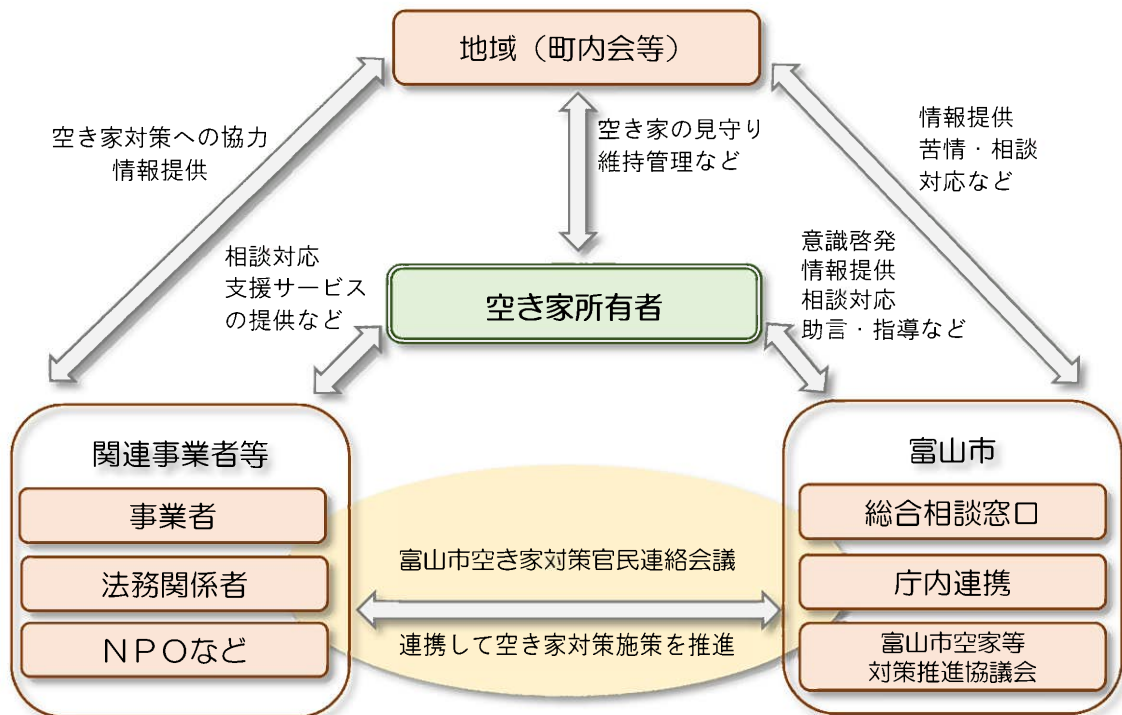


図1 空き家対策の実施体制

2. 総合的な情報提供

相続手続きや維持管理など、空き家に関する総合的な情報発信を行うことで、空き家の所有者は勿論のこと、今後空き家の所有者となり得る方にとっても、空き家の問題化の予防や軽減が期待されると考えています。

今後、このような情報を市のホームページ上などで掲載することを検討しておりますので、それぞれの専門分野において、協力をお願いしたいと考えております。

- 掲載項目
- ・ 空き家の利活用について
 - ・ 土地や家屋の処分について
 - ・ 相続手続きについて
 - ・ 維持管理のポイントについて など

3. 合同相談会などの開催

所有者が抱える問題は多岐にわたることから、それらを一度に解決できる場面を設置することが効率的であると考えております。

各団体では、これまでも独自あるいは連携した相談会などを実施されておりますが、さらに効率的、効果的な対応ができないか、会議の中で検討したいと考えております。

4. セミナーなどを活用した意識啓発

空き家対策を推進するには、空き家問題に対する意識啓発を行っていくことが重要です。

空き家の所有者や市民に対し、空き家によって生じる問題、空き家の適切な維持管理や利活用の方法などに関する啓発を行うため、セミナーやシンポジウムの開催を検討することとしており、テーマとして考えられる空き家の利活用の方法や関係する法律の問題、手続きに関することなど、専門分野への協力をお願いしたいと考えております。

また、現在開催されているセミナーなどにおいても、空き家に対する啓発の機会とならないか会議の中で検討したいと考えております。

5. 中古住宅の流通促進

中古住宅市場の活性化も、空き家対策として効果的であると考えております。

富山市では、空き家情報バンクを設置しており、利用したいという問い合わせも増えてきておりますが、登録物件が少なく、ニーズに応じられない状況になっております。

登録に際する費用などは不要ですので、不動産事業者におかれましては、空き家情報バンクに登録いただける物件がないか検討していただくとともに、不動産以外の事業者におかれましては、業務上で空き家に関する事案があった場合には、空き家情報バンクの周知についてのご協力をお願いします。

また、本市では、空き家の利活用を促進するための補助制度について検討を行っております。補助制度の策定時には、これが中古住宅の利活用の促進につながるよう、事業の周知や活用について、ご協力をお願いします。

6. 問題のある空き家への対応

問題のある空き家については、法に基づく特定空家等としての措置などが必要になる場合があります。特定空家等としての措置には、財産権の制約を伴う行為が含まれることから、慎重な手続きを踏む必要がありますので、本市が行う手続きの中で専門的な知見が必要となった場合へのご協力をお願いします。

7. 空き家啓発パンフの周知

現在、空き家に関する啓発パンフレットを作成しています。啓発パンフレットには、空き家に関する相談先を記載することが必要だと考えておりますので、各団体の連絡先などを記載することについてご理解いただくとともに、活用などについてもご協力をお願いします。

8. 空き家対策に関する提言

本市の空き家対策について、新たな事業の提案や既存事業の改善案など、空き家対策を推進するための提言を頂きたいと考えております。

9. その他

本会議は、定期的開催してまいりたいと考えております。空き家対策の推進のため、積極的な情報提供や意見交換、ご協力をお願いします。